

資料提供

(県政・南部・甲賀・東近江・高島同時)

提供年月日：令和2年(2020年)11月27日
部局名：健康医療福祉部
所属名：障害福祉課
担当者名：北村、高橋
連絡先：077-528-3548
所属名：精神保健福祉センター
担当者名：島崎、物部
連絡先：077-567-5028



自立支援医療（更生医療・精神通院医療）に係る

県内市町による所得区分判定の誤りについて

1 事案の概要

障害者の医療費の負担軽減を目的とした自立支援医療（更生医療・精神通院医療）の支給認定において、5市町（栗東市・湖南市・高島市・日野町・竜王町）が受給者の所得区分判定を誤っていたため、一部の受給者に対して、誤った自己負担上限額が記載された受給者証が交付され、誤った額の自立支援医療費（更生医療・精神通院医療）および福祉医療費が支給されていたことが判明した。

【実施主体】更生医療：市町、精神通院医療：県（所得区分判定等は市町が実施）

2 経緯

- 高島市において、システム改修中に自立支援医療（更生医療・精神通院医療）の受給者の所得区分判定が誤っていることに気づき、令和2年8月7日に県に報告があった。
- 県において、高島市に対して詳細な調査を求めるとともに、他市町に対し同様の誤りがないか調査を実施したところ、9月23日までに高島市以外の4市町においても誤りがあったことが判明した。
- これら5市町において、その時点の誤った受給者証の所持者を特定し、11月2日までにお詫びと正しい受給者証の交付を行った。
- 湖南市から11月17日付けで影響のあった受給者、受給者への影響額について報告があった。

3 影響の範囲

市町名	受給者への影響	調査対象期間	影響のあった受給者 ・受給者への影響額	左のうち 現在の受給者
栗東市	過大給付	H27.11.1~R2.10.31	調査中	更生医療：9人 精神通院：13人
湖南市	過大給付	H27.11.1~R2.10.31	更生医療：1人 0円 精神通院：2人 1,451円	更生医療：なし 精神通院：なし
高島市	過大給付	H29.4.1~R2.7.31 H29.4.1~R2.8.31	更生医療：56人 調査中 精神通院：39人 調査中	更生医療：23人 精神通院：25人
日野町	過少給付	H27.11.1~R2.10.31	調査中	更生医療：1人 精神通院：なし
竜王町	過少給付	H27.11.1~R2.10.31	調査中	更生医療：なし 精神通院：2人
合計				更生医療：33人 精神通院：40人

※基準日を設け、過去5年間を調査

4 発生の原因

自立支援医療（更生医療・精神通院医療）における受給者の所得区分判定は国の要綱等に定められているが、5市町は、市町村民税世帯非課税世帯における所得区分判定の基となる収入の算定において、公的年金等の取扱いを誤っていたものである。

5 県の対応

- ・ 湖南市を除く4市町において、年度内を目途に過去5年間の影響のあった受給者を特定し、その受給者への影響額を明らかにする。
- ・ 過少給付となった受給者に対して、正しい受給者証を交付した日を基準日として定め、基準日から5年間分について追加給付を行う。
（基準日）令和2年11月1日
（対象期間）平成27年11月1日～令和2年10月31日
- ・ 過大給付となった受給者に対して、当該過大給付分については返還請求を行わない。

6 再発防止

- ・ 今回の事案を共有し、再発防止の徹底を図るため、全市町に対し、事務の適正化に係る通知を行う。
- ・ 担当者の異動等により制度の理解不足が生じないように、年度当初における市町担当者向けの研修会において、所得区分判定に関する事務についてより丁寧な説明を行う。